

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和5年(2023年)3月6日付け山口警監第104号で行った公文書開示請求の非開示決定及び同日付け山口警監第105号で行った公文書開示請求の却下決定は、妥当である。

なお、上記決定に対する審査請求に係る諮問は、別表の「諮問番号／諮問書の日付及び文書番号」欄に掲げるとおり2件であるが、同一の開示請求における決定に対する審査請求に係る諮問であることから、これら2件を併合して審査した。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和5年2月10日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「県警ないし、〇〇署が苦情として受理した記録一切 2022年のもので個人情報を除く」にかかる公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）として、別表の「公文書の件名」欄に掲げるものを特定し、同表の「処分番号／決定通知書の日付及び文書番号」欄に掲げる各日付けで同表の「処分の内容」欄に掲げる各処分（以下「本件各処分」という。）を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件各処分を不服として、令和5年3月8日付けで、それぞれ行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

（省略）

第4 実施機関の説明要旨

（省略）

第5 審査会の判断

1 本件各処分及び本件公文書について

「県警ないし、〇〇署が苦情として受理した記録一切 2022年のもので個人情報を除く」という本件請求に対して、実施機関が行った本件各処分は、「県警」分に係るものについては処分1で行い、「〇〇署」分に係るものについては処分2で行っている。な

お、本件請求でいう「〇〇署」とは「〇〇警察署」のことである。

まず、本件公文書は、別表の「公文書の件名」欄に掲げるものとして、具体的には警察本部が保有する苦情処理票を特定しているが、山口県警察苦情処理要綱（平成14年1月29日付け山口警監第34号。以下「要綱」という。）によると、山口県警察に対してあった苦情に該当する可能性がある申出については、警察本部又は警察署で処理することとされ、苦情の申出に該当する可能性がある申出を受理した職員は、警察本部の所属宛ての申出の場合は、警務部監察官室長に当該申出の内容を報告することとされ、また警察署宛ての申出の場合は、警察署長に報告することとされ、当該報告を受けた警務部監察官室長又は警察署長は、当該申出が苦情に該当するか否かの判断を行い、苦情に該当すると判断したときには、職員に苦情処理票を作成させるとともに、当該苦情の内容を警察本部の首席監察官に報告するものとされている。

以上のことから、当該苦情処理票は、実施機関の職員が職上作成し、又は取得した文書等であって、実施機関が保有しているものであり、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

そして、本件請求に係る公文書として特定した警察本部が保有する当該苦情処理票については、処分1で、そのすべてが条例第11条第2号、同条第6号及び同条第7号に該当するとして非開示決定を行い、さらに、処分2では、「〇〇署」では当該苦情処理票は作成しておらず存在しないとして、却下決定を行っている。

2 本件各処分の妥当性について

【処分1】

(1) 条例第11条第6号について

条例第11条は、実施機関は、第6号に規定する「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

ここで、「検査、監査、取締り等の計画又は実施細目」とは、立入検査、指導監査、漁業取締、税務調査、各種の監視・巡視等の事務又は事業における計画やその方針、内容等の情報をいい、「その他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う一切の事務又は事業に関する情報をいい、「円滑な実施を著しく困難にする」とは、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れること、反復継続される同種の事務又は事業の実施が著しく困難になることなどをいうとされており、実施の目的を失わせる情報の具体例としては、漁業法、食品衛生法、建築基準法等の違反に対する取締りに関する情報や社会福祉施設の指導監査に関する調査書などが考えられている。

なお、「著しく困難にするおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量

をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「困難」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

(2) 条例第11条第6号の該当性について

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、苦情の申出者の住所や氏名等に関する情報のほか具体的な苦情の申出の内容に関する情報が記録されており、またその他には苦情の申出を受理した警察署等の実施機関の所属に関する情報や申出に対する処理概要等の情報が記録されていることを確認した。

このことを踏まえると、一般的にこのような苦情等の申出の制度は、県民が自ら申出た苦情等の意見が公にされることを心配することなく、安心して申出ることができることが重要と考えられ、仮に本件公文書に記録された苦情に関する情報から、氏名等の個人識別性がある部分を削除したとしても、当該情報の一部でも公開されると、当該苦情を申出た県民の信頼を損ない、また他人に自らの苦情に係る情報の一部ですら見られたくないと考える者は、今後、県に対して苦情を含む意見等を申出ることを躊躇することが予想され、県民からの忌憚のない意見等を広く受け付けるための実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められることから、本件公文書に記録された情報は、本号に該当して非開示が妥当である。

なお、処分1では、本号のほか、同条第2号及び同条第7号にも該当するとしているが、上記のとおり、本件公文書に記録された情報は、すべて本号に該当するものと認められることから、本号以外の号数の該当性については判断しない。

【処分2】

既に述べたとおり、実施機関は、「〇〇署」においては、本件公文書は作成しておらず存在しないとして、却下決定を行っている。

公文書の定義については、条例第2条第2項において、「この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定められている。

そして、「実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共有文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものを意味するので、これらの定義及び趣旨を踏まえて、「〇〇署」における本件公文書の存否について判断する。

まず、苦情処理票を作成した場合は、第5の1で述べたとおり、最終的には作成した所属から警察本部の首席監察官に報告されることから、仮に「〇〇署」で苦情に該当すると判断された申出を受理して苦情処理票が作成されている場合は、処分1で「県警」分として実施機関が特定した警察本部が保有する苦情処理票に、「〇〇署」で作成されたものが含まれているはずである。

しかし、前述のとおり当該苦情処理票をインカメラ審理により実際に見分したところであるが、「〇〇署」で受理した案件に係る苦情処理票は確認されなかったため、「〇〇署」において、本件公文書が存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められないことから、処分2は妥当である。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別表（開示請求に対する実施機関の処分等の内容）

公文書の件名	処分の内容	処分の理由	処分番号	諮問番号
			決定通知書の日付及び文書番号	諮問書の日付及び文書番号
<p>県警が苦情として受理した記録一切 2022年のもので個人情報情報は除く</p> <p>※具体的には警察本部が保有する「苦情処理票」を特定</p>	非開示決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第11条第2号該当 個人の活動状況等に関する情報であり、個人が特定されるおそれがあるため。 ・ 条例第11条第6号該当 事業の性質上、開示することにより、事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるため ・ 条例第11条第7号該当 開示することにより、県の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるため 	処分 1	諮問 1
			令和5年3月6日 山口警監第104号	令和5年6月7日 山公委(警県)第60号
<p>〇〇署が苦情として受理した記録一切 2022年のもので個人情報情報は除く</p>	公文書不存 在による却 下決定	請求のあった内容の公文書は作成されておらず、存在しないため	処分 2	諮問 2
			令和5年3月6日 山口警監第105号	令和5年6月7日 山公委(警県)第62号

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和5年 6月7日	実施機関から諮問1及び諮問2の諮問を受けた。
令和6年 5月28日	事案の審議を行った。
令和6年 7月19日	事案の審議を行った。
令和6年10月29日	事案の審議を行った。
令和6年12月25日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	

(令和6年12月25日現在)